

性犯罪に係る刑罰規定の改正及び被害者保護施策の拡充を求める意見書

2017年7月、性犯罪に係る刑法規定について、強姦罪の構成要件の見直しに伴う強姦性交等罪への罪名変更、性犯罪の非親告罪化、法定刑の下限の引き上げ、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設等の改正が行われた。

また、改正法の附則においては、施行後3年を目途として、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされた。

本年7月には、改正法施行後3年を迎えるが、現行の規定では性犯罪に十分な対処ができないという声が広がっている。

よって、国会及び政府においては、性犯罪に係る刑罰規定の改正と被害者保護施策を拡充するため、下記の事項に取り組むよう要望する。

記

- 1 性犯罪における暴行・脅迫要件や心神喪失・抗拒不能要件の緩和・撤廃について検討するとともに、公訴時効の見直しについて議論を深めること。
- 2 障がいに乗じた性犯罪や地位・関係性を利用した性犯罪に係る規定を創設する議論を深めるとともに、監護者性交等罪の適用範囲の拡大を検討すること。
- 3 性犯罪・性被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化や質の向上を図るため、関係機関との連携強化や被害者相談支援に従事する人材の育成等に必要な財政上の措置等を拡充するとともに、再犯防止に向けた必要な施策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、国家公安委員会委員長

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員